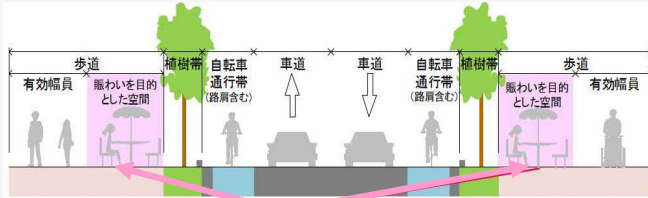


ほこみち制度の概要

- 令和2年の道路法等改正により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設された
- 「歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)」として指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間として利便増進誘導区域の指定が可能
- ほこみち制度の活用により、利便増進誘導区域において、イベント開催やオープンカフェ設置等が可能となり、地域の賑わい創出や都市魅力の向上が期待される

ほこみち制度のイメージ(国土交通省作成資料を基に作成)



Point1

歩道等の中に利便増進誘導区域を定めることが可能



Point2

利便増進誘導区域では、歩行者利便増進施設等(※1)の占用特例(※2)が認められる

Point3

利便増進誘導区域を活用する者を公募により選定することが可能(その場合、最長20年の占用が可能)

※1歩行者利便増進施設等:道路法施行令第16条の2に定められたもの(広告塔、テーブルやベンチ、街灯、食事・購買施設、露店など)

※2占用特例:無余地性の基準にとらわれず歩行者の利便増進のために必要な機能を配置することができる

これまでの取り組み(実証実験)

- 民間企業等が主体となり、樟葉駅前広場を活用した賑わい創出や活性化に関する実証実験として、様々なイベントを開催(R4.7からR5.9 計4回)
- 全ての実証実験において、「歩行空間の望ましい幅員の考え方(国土交通省)」に基づき、十分な歩道幅員を確保でき、歩行者の安全かつ円滑な通行に支障がなかったことを確認

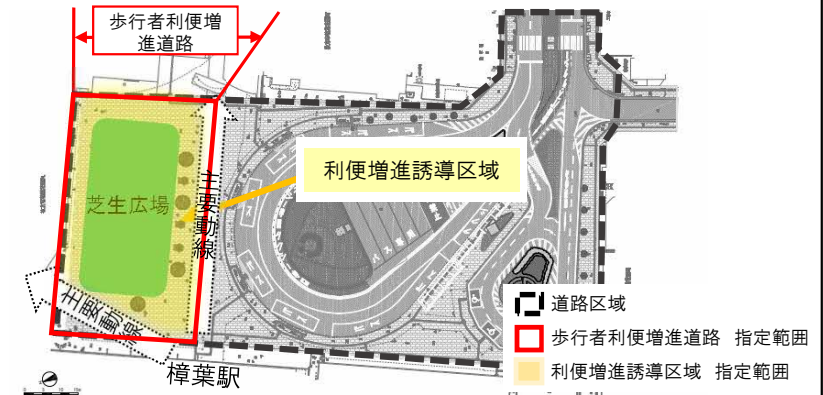


令和5年9月1日の実証実験の様子(くずは夜市)

道路指定及び利便増進誘導区域指定

- 道路指定及び利便増進誘導区域 指定(検討中)

- ・歩行者利便増進道路 指定日 令和6年3月29日
- ・利便増進誘導区域 指定日 令和6年9月 予定

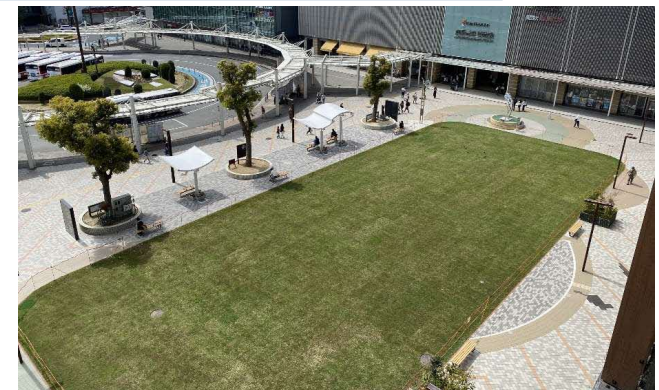


今後のスケジュール

※①から⑥:公募占用手続の流れ

R6年	枚方市	事業者等(占用予定者)
3月	環境整備工事の竣工 定例会議へ枚方市附属機関条例の一部改正議案を提出 歩行者利便増進道路の指定・公示	
4月	実証実験者の公募 第1回選定委員会(実証実験応募者を評価)	応募者から事業計画書の提出
5月	芝生広場一般開放開始予定	利便増進誘導区域指定に向けた実証実験(5月から7月頃まで)
6月		
7月		
8月	第2回選定等委員会(公募占用指針案の意見聴取)	
9月	利便増進誘導区域の指定・公示 第3回選定等委員会(公募占用指針策定) 公募占用指針の公示、占用予定者の公募 ①	応募者から歩行者利便増進計画の提出 ②
10月	第4回選定等委員会(応募者を評価・占用予定者を選定) ③	
11月	歩行者利便増進計画の認定・公示 ⑤	
12月		占用予定者による占用開始 ⑥

樟葉駅前広場の環境整備(完成後)



ほこみち制度の枠組み

